

評価項目・評価基準

別表1 事前審査 (10点)

分類	評価項目	評価の視点	配点
(1) 全体	ア 企業の業務実績	参加者の構成員が以下の業務実績を有する場合に評価する。 「同種事業※1」または「類似事業※2」における改修及び耐震補強工事についての実設計業務の実績 (0.5点) a (ただし、実施要項4-(3)提案参加者の資格要件に準じた元請等に限る) 「同種事業※1」または「類似事業※2」における改修及び耐震補強工事についての施工業務の実績 (0.5点) b (ただし、実施要項4-(3)提案参加者の資格要件に準じた元請等に限る)	1.00
	イ 統括責任者の業務実績	統括責任者が以下の業務実績を有する場合に評価する。 a 「同種事業※1」または「類似事業※2」における現場代理人又は「設計管理技術者※3」としての実績 (0.5点) b 「同種事業※1」または「類似事業※2」における耐震補強工事での、現場代理人又は「設計管理技術者※3」としての実績 (0.5点) c 「同種事業※1」または「類似事業※2」における改修工事での現場代理人又は「設計管理技術者※3」としての実績 (0.5点) (a、bと重複可能)	1.50
(2) 設計業務	ア 設計管理技術者の業務実績	設計管理技術者が以下の業務実績を有する場合に評価する。 a 「同種事業※1」または「類似事業※2」における「設計管理技術者※3」又は「設計主任技術者※5」としての実績 (0.5点) b 「同種事業※1」または「類似事業※2」における耐震補強工事での、「設計管理技術者※3」又は「設計主任技術者※5」としての実績 (0.5点) c 「同種事業※1」または「類似事業※2」における改修工事での「設計管理技術者※3」又は「設計主任技術者※5」としての実績 (0.5点) (a、bと重複可能)	1.50
	イ 設計主任技術者の業務実績	各設計主任技術者 (①建築(総合)、②建築(構造)、③電気設備、④機械設備の4名) が以下の業務実績を有する場合に評価する。 a 「同種事業※1」または「類似事業※2」における「設計主任技術者※5」又は担当技術者としての実績 (各0.25点×最大4名)	1.00
(3) 工事監理業務	ア 工事監理管理技術者の業務実績	工事監理管理技術者が以下の業務実績を有する場合に評価する。 a 「同種事業※1」または「類似事業※2」における「工事監理管理技術者※3」又は「工事監理主任技術者※5」としての実績 (0.5点) b 「同種事業※1」または「類似事業※2」における耐震補強工事での、「工事監理技術者※3」又は「工事監理主任技術者※5」としての実績 (0.25点) c 「同種事業※1」または「類似事業※2」における改修工事での「工事監理管理技術者※3」又は「工事監理主任技術者※5」としての実績 (0.25点) (a、bと重複可能)	1.00
	イ 工事監理主任技術者の業務実績	各工事監理主任技術者 (①建築(総合)、②建築(構造)、③電気設備、④機械設備の4名) が以下の業務実績を有する場合に評価する。 a 「同種事業※1」または「類似事業※2」における「工事監理主任技術者※5」又は担当技術者としての実績 (各0.25点×最大3名)	0.75
(4) 施工業務	ア 現場代理人の業務実績	現場代理人が以下の業務実績を有する場合に評価する。 a 「同種事業※1」または「類似事業※2」における現場代理人又は監理技術者としての実績 (0.5点) b 「同種事業※1」または「類似事業※2」における耐震補強工事での、現場代理人又は監理技術者としての実績 (0.5点) c 「同種事業※1」または「類似事業※2」における改修工事での現場代理人又は監理技術者としての実績 (0.5点) (a、bと重複可能)	1.50
	イ 監理技術者の業務実績	監理技術者が以下の業務実績、資格を有する場合に評価する。 a 「同種事業※1」または「類似事業※2」における現場代理人又は監理技術者としての実績 (0.5点) b 「同種事業※1」または「類似事業※2」における耐震補強工事での、現場代理人又は監理技術者としての実績 (0.25点) (aと重複可能) c 「同種事業※1」または「類似事業※2」における改修工事での現場代理人又は監理技術者としての実績 (0.25点) (a、bと重複可能)	1.00
	ウ 施工主任担当者の業務実績	各施工主任担当者 (①建築、②電気設備、③機械設備の3名) が以下の業務実績を有する場合に評価する。 a 「同種事業※1」または「類似事業※2」における耐震補強工事での、施工主任担当者又は担当者としての実績 (各0.25点×最大3名)	0.75
合 計			10.0
※1同種事業とは延床面積2,400㎡以上の国交省告示第98号別添二 類型十二 文化・交流・公益施設をいう。 ※2類似事業とは延床面積2,400㎡以上の公共建物、学校等をいう。 ※3設計管理技術者とは、設計業務の管理及び統括等を行う者をいう。(工事監理も同様) ※4設計主任技術者とは、設計管理技術者の下で主たる技術者として設計業務を行う者をいう。(工事監理も同様) ※各実績は、平成21年度から令和5年度までに日本国内で業務又は引渡しを完了した建築物にかかるものであること。 ※配点欄に記載している点数は、各項目毎の最大値を示す。			

評価項目・評価基準

別表2 技術審査 (55点)

分類	評価項目	評価の視点	配点
(1) 業務全般	ア 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的を理解し、業務への高い取組意欲、明確な業務実施方針が提案されているか。 ・統括代理人をはじめ設計チーム、工事監理チーム、施工チームが一体的に機能する体制が示されているか。 ・基本設計・実施設計・耐震補強設計、工事監理、工事それぞれの段階での課題抽出とその解決の手順が具体的に提案されているか。 	4.0
	イ 事業全体の品質管理体制・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者の要求品質を的確に反映する有効策が提案されているか。 ・設計段階における要求品質を管理する体制や手法が提案されているか。 ・工事監理段階における要求品質を管理する体制や手法が提案されているか。 ・施工段階における要求品質を管理する体制や手法が提案されているか。 	4.0
	ウ 事業全体のコスト管理体制・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・設計段階におけるコストを管理する体制や手法が提案されているか。 ・工事監理段階におけるコストを管理する体制や手法が提案されているか。 ・施工段階におけるコストを管理する体制や手法が提案されているか。 	4.0
	エ 設計施工の工程管理体制・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・設計施工一括発注方式の利点を活かした工程が提案されているか。 ・全体工程管理方法が具体的に提案されているか。 	2.0
小 計			14.0
(2) 設計・工事監理業務	ア 基本計画の思想を踏まえた合理的な設計提案	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的な耐震補強方法と、景観等の意匠性が融合した提案がされているか。 ・空間を効率的に利用するなどにより、執務機能や市民の利便性向上を図る提案がされているか。 ・利用者の利便性・安全性に配慮し、職員が効率的な業務を行える図書館機能の提案がされているか。 ・誰もが使いやすいユニバーサルデザインが提案されているか。 	8.0
	イ 構造計画・設備計画の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・施設計画に適合した合理的な耐震補強計画が提案されているか。 ・施設の特性を理解した温熱環境や省エネルギー方策などが提案されているか。 	6.0
	ウ 維持管理しやすい施設づくり、メンテナンスコスト低減への提案	<ul style="list-style-type: none"> ・施設維持管理コストを縮減する実効性の高い方策が提案されているか。 ・施設の長寿命化について実効性の高い方策が提案されているか。 	4.0
	エ 設計品質を確保するための工事監理体制及び手法の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・設計チームとは別人格での工事監理体制が示されているか。 ・工事監理の方法が具体的に提案されているか。 	4.0
小 計			22.0
(3) 施工業務	ア 周辺環境を考慮した、仮設・施工計画の合理的な提案	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境を考慮した仮設・施工計画が提案されているか。 ・隣接する文化ゾーンの利用に配慮した工事中の安全管理に対して具体的な提案がされているか。 ・計画地の特性を考慮した工程計画が、設計から施工への移行等を表現したマイルストーンやクリティカルパス等も含めて具体的に提案されているか。 	7.0
	イ 施工段階での品質管理方策	<ul style="list-style-type: none"> ・施工段階での品質管理体制及び役割・責任が具体的に示されているか。 ・施工品質確保について実効性の高い方策が提案されているか。 ・発注者・CMR・設計者・監理者と施工状況等の情報共有ができる仕組みが提案されているか。 	6.0
	ウ リスク管理、維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域の建設環境（労働力の確保、資材の調達等）を理解した適切な対応策が提案されているか。 ・工期遅延を未然に防ぐリスク管理手法などの対応策が示されているか。 ・供用開始後のフォローアップ体制などについて、具体的に提案されているか。 	6.0
小 計			19.0
合 計			55.0

評価項目・評価基準

別表3 プレゼンテーション審査 (15点)

分類	説明者	評価の視点	配点
(1) 全体 業務	統括責任者	各分類共通で下記の場合、優位に評価する。 ①業務の理解度 業務内容、業務背景、手続の理解が高い ②取組意欲 積極性が見られる ③提案の説明能力 わかりやすく明快な説明を行うことができる ④対応能力 ヒアリング内容に応じた受け答えができる ⑤その他 事業の推進に寄与する資質等がある なお、プレゼンテーション審査に出席が必須とされている左記の説明者（統括代理人、設計管理技術者、現場代理人）が、災害等の特別な事情により出席できない場合は、出席できない分類ごとに各1点を減点する。	5.0
(2) 設計 業務	設計管理技術者 (設計チーム)		5.0
(3) 施工 業務	現場代理人 (施工チーム)		5.0
合 計			15.0

別表4 提案価格審査 (20点)

評価項目	評価方法	配点
技術提案見積書及び内訳書に記載された金額 (提案価格)	提案価格審査の評価点は、以下の式により採点する。ただし、提案価格が事業費用の80%未満の場合の評価点は20点とする。 $\text{評価点} = (1 - \text{提案価格} / \text{事業費用}) \times 100$	20.0
合 計		20.0

総 合 計		100.0
-------	--	-------